**最新・中国法ニューズレター**

――――第7号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所

所長・弁護士 董孝銘

上海市南京西路881号

静安新時代大厦13階10室

TEL:021-6122-9507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

***目　　次***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 案件分析
 | ： | 偽物専門摘発者の言論が名誉権侵害を構成しない・・・・・・・・・・・・P2 |
| * 重要法規解説
 | ： | 最高裁の「「中華人民共和国民法総則」訴訟時効制度の適用若干問題に関する解釈」」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3 |
| * 主要法令
 | ： | 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・・・・・・・・P4  |

***案件分析***

**偽物専門摘発者の言論が名誉権侵害を構成しない**

一、事実経緯

　A氏は、偽物専門摘発者として、2013年、P市のデパートでM社製のイタリア風のモンクレール婦人服を購入した。その婦人服のラベルに生地がアライグマの毛皮であると表示されているが、国家皮革品質監測検査センターの鑑定を経て、当該服装の生地がタヌキの毛皮であると認定された。

　A氏はウェブサイトのG社（以下、G社という）の取材に応じて、当該婦人服が偽物であり、P市のデパートが監督失職で商業詐欺を構成し、M社が偽物を販売すると主張した。

　M社はA氏及びG社を相手に裁判所に提訴し、本件に関わる婦人服のラベルにタヌキの毛皮をアライグマの毛皮と間違ったのは中国語ラベルの表示錯誤であり、偽物販売や詐欺の行為が存在せず、A氏及びG社の言論が権利侵害を構成すると主張した。

二、裁判判決

　裁判所は審理を経て、次のように判決した。

　A氏が本当の消費者とは言えないが、実際には小売価格で商品を購入した者である。彼らがクレームを行い、メディアを利用して売主に圧力をかけるのは自分の経済利益のためであるが、今の中国において偽物が多く出回れ、消費者が騙されることは普遍的だという状況を鑑みて、A氏の言論に対してはあまり呵責すべきではなく、一概に単純の商業言論であるとは言えない。裁判所は言論の主要内容や目的などを考慮した上、基本的な事実であるか否か、悪意で中傷することがあるか否かなどを基準に権利侵害の有無を判断しなければならない。

　本件において、服装ラベルに表示されている成分が錯誤だという基本事実は存在するが、「詐欺」或いは「表示錯誤」を構成するか否かについては意見が分かれている。客観的で言えば、「表示錯誤」が詐欺を構成するか否かは人それぞれであるが、中国語ラベルにタヌキの毛皮をアライグマの毛皮と間違ったことを「詐欺」や「本物を偽物とすり替える」と主観的に確信することは排除してはならない。

　A氏が発表した事実に関する真実な考え方、正直な批判に対して、その身分の特殊性のみを理由に悪意及び権利侵害を構成すると認定してはならない。A氏はM社及びデパートが通知に定める期限や条件の通りに和解の合意に達していなかった状況の下、関連言論を発表するのは悪意で中傷するとは言えず、自分の真実な考え方を表すものである。

　裁判所はA氏の「詐欺」、「本物を偽物とすり替える」という言論が悪意で中傷することであるかどうかを認定する際に、一般の消費者の中国語ラベルの表示錯誤に対する判断力や認識程度を考慮しなければならず、法律専門家と同様の法律知識や判断力を具備することを要求してはならない。A氏が取材において発表した言論はまだ中傷程度に達していないので、商品の品質に対する合理的な批判であり、名誉権侵害を構成しないものである。

　M社は経営者として服装成分の表示錯誤によって「詐欺」、「本物を偽物とすり替える」というマイナスな評価を受け、且つ当該評価が法律上争われているものの、こうした中国語ラベルの表示錯誤によって一部の消費者に誤認又は非難をもたらす恐れがあり、権利侵害を構成するまでに至らない批判や監視に対しては一定の容認度が義務付けられており、且つかかる商品の表示錯誤を削除する必要がある。

　最後に、裁判所はM社の全ての訴訟請求を棄却した。

三、関連法規

　現行の「消費者権益保護法」第55条の規定により、経営者が商品またはサービスを提供する際、詐欺行為がある場合には、消費者の要求に従い、その蒙った損失の賠償を増加し、賠償金の増額は消費者が商品を購入した価格またはサービスを受けた費用の3倍とし、賠償金の増額は500元未満のとき、500元とする。法律に別途規定があるときに、其の規定に従う。

経営者は、商品またはサービスに欠陥が存在することを明らかに知っているにもかかわらず、なお消費者にそれを提供し、消費者またはその他の被害者の死亡または健康の厳重な損害をもたらした場合には、被害者は、経営者に対して本法第49条、第51条などの法律の規定に従って損害賠償を求める権利を有し、且つ、それによって蒙った損失の2倍以下の懲罰的賠償を求める権利を有する。

***重要法規解説***

**「「中華人民共和国民法総則」訴訟時効制度の適用**

**若干問題に関する最高裁の解釈」」**

最高裁は、2018年7月2日付「「中華人民共和国民法総則」訴訟時効制度の適用若干問題に関する最高裁の解釈」」（以下、「解釈」という）を公布し、2018年7月23日より実施することを決めた。その要点を以下の通り取り纏めてみます。

一、背景

現行の「民法総則」は2017年10月1日より施行されたが、従来、中国の「民法通則」との訴訟時効規定の食い違いによって、司法の実務において民法総則の訴訟時効制度を如何に正しく適用すべきかについて問題点なども見られることから、統一された民法訴訟時効の必要性が指摘されてきた。これを受けて制定されたのが今般の「解釈」であり、権利者の権利の保護、更に義務者の訴訟時効制度の悪用による債務の逃避の阻止を期待される。

二、訴訟時効期間

民法総則の施行後に、訴訟時効期間の計算を開始するときは、民法総則第188条の3年訴訟時効期間に関する規定を適用しなくてはならない。当事者が民法通則の2年または1年訴訟時効期間に関する規定の適用を主張するとき、人民法院は支持しないものとする。

三、3年訴訟時効の適用可否

1、民法総則の施行日に、訴訟時効期間がなお民法通則規定の2年または1年を満了していない場合に、当事者が民法総則の3年訴訟時効期間に関する規定の適用を主張するとき、人民法院は支持しなければならない。

2、民法総則の施行前に、民法通則に規定する2年または1年の訴訟期間が既に満了している場合に、当事者が民法総則の3年訴訟時効期間に関する規定の適用を主張するとき、人民法院は支持しないものとする。

四、時効中止

民法総則の施行日に、時効が中断される原因がなお除去されない場合、民法総則の訴訟時効中断に関する規定を適用しなければならない。

1. 本解釈の適用除外

本解釈施行後に、案件がなお第一審または第二審の段階にあるときは、本解釈を適用する。本解釈施行前に既に結審したか、または当事者が再審を申し立てたか、または裁判監督手順によって再審が決定された案件については、本解釈を適用しないものとする。

***主要法令***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 法　　律　　名　　称 | 施行日 |
| 1 | 最高裁の「「中華人民共和国民法総則」訴訟時効制度の適用若干問題に関する解釈」」『重要法規解説』をご参照下さい） | 2018/07/23 |
| 2 | 財政部、国家税務総局の「小型零細企業所得税優遇政策範囲の更なる拡大に関する通知」 | 2018/01/01 |
| 3 | 財政部、国家税務総局の「ハイテク企業と科学技術型中小企業欠損繰越年限の延長に関する通知」 | 2018/01/01 |
| 4 | 国務院弁公庁の「輸入拡大、対外貿易均衡発展促進の商務部など部門の意見の転送に関する通知」 | 2018/07/02 |
| 5 | 国家税務総局の「地域を跨る税金に関わる事項の報告検査管理関連問題の明確に関する公告」 | 2018/07/05 |
| 6 | 国家発展改革委員会弁公庁、最高裁弁公庁、民航局綜合司等の「特定厳重信用喪失者による列車、民用航空器の搭乗の一定期間内適切な制限関連業務の貫徹に関する通知」 | 2018/07/09 |
| 7 | 工業と情報化部の「中華人民共和国化学品監督管理条例」実施細則 | 2019/01/01 |

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）